

令和 5 年度

健全化判断比率等審査意見書

健全化判断比率審査

資金不足比率審査

令和 6 年 8 月 22 日

豊田市監査委員

豊監発第 422 号

令和6年8月22日

豊田市長 太田稔彦様

豊田市監査委員

松 永 浩 行

向 山 和 秀

太 田 博 康

板 垣 清 志

令和5年度健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、当委員の審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、意見を提出します。

令和 5 年度健全化判断比率等審査意見書

1	審査の対象	1
2	審査の方法等	1
3	審査の結果	1
4	健全化判断比率等の状況	2
	(1) 健全化判断比率	
	(2) 資金不足比率	

意見書の記述について

- 1 比率のパーセント表示については、記載した小数点以下の数値の下位を切り捨てた。

2 表中の「△」は、マイナスの値となる場合を表す。

1 審 査 の 対 象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、市長から審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）について、同法の定めるところにより審査を実施した。

算定対象範囲は以下のとおりである。

- ① 豊田市一般会計
- ② 豊田市特別会計
（豊田市国民健康保険特別会計始め、豊田市財産区特別会計を除く9特別会計）
- ③ 豊田市水道事業会計
- ④ 豊田市下水道事業会計
- ⑤ 広域連合（愛知県後期高齢者医療広域連合）
- ⑥ 地方公社（豊田市土地開発公社）

2 審 査 の 方 法 等

審査は、豊田市監査基準に準拠し、市長から送付を受けた次に掲げる書類に基づき実施したほか、関係職員から直接説明を受けるとともに、必要な聴き取りを行った。期間は、令和6年7月1日から8月9日まで実施した。

- ① 健全化判断比率等の算定結果を記載した書類
- ② 健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類
- ③ その他説明のために提出された関係書類

また、審査に当たっては、各比率は正確に算定されているかを着眼点にして実施した。

3 審 査 の 結 果

令和5年度財政健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令の規定に基づき審査した結果、健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適法かつ正確に作成されているものと認められた。

4 健全化判断比率等の状況

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	△ 7.08	△ 5.75	11.25	20.00
連結実質赤字比率	△ 18.41	△ 20.41	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率	1.2	1.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	△ 62.1	△ 81.7	350.0	

注：「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、実質収支及び連結実質収支が黒字である場合はマイナスの値となり、「将来負担比率」は、将来負担額よりも当該負担額に充当可能な財源等が上回る場合はマイナスの値となる。

(2) 資金不足比率

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
都市計画事業土地 区画整理特別会計	△ 100.0	△ 100.0	20.0
分譲住宅建設事業 特 別 会 計	△ 100.0	△ 100.0	
卸売市場特別会計	△ 35.8	△ 20.6	
産業用地造成事業 特 別 会 計	△ 100.0	△ 100.0	
水 道 事 業 会 計	△ 138.0	△ 130.5	
下 水 道 事 業 会 計	△ 74.4	△ 78.3	

注：「資金不足比率」は、資金収支が黒字である場合はマイナスの値となる。